

# 1 妊娠したら

安心して赤ちゃんを迎えられるよう支援します。

## 母子健康手帳の交付

保健福祉課 健康推進係(32-2554)

対象者	医師・助産師の診断を受け、妊娠のわかった方
必要な物	医療機関から発行される「妊娠届」
内容	母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康管理のため記録を残しておくもので、妊娠経過やお子さんの成長を記しておくために必要です。
場所	健康推進係

## 妊婦一般健康診査(妊婦健診)

保健福祉課 健康推進係(32-2554)

対象者	御代田町に住所のある方（母子健康手帳が交付されている方）
必要な物	医療機関から発行される「妊娠届」
内容	妊婦健診 14 回・超音波健診 4 回を限度とし実施します。
審査の助成	妊婦診査にあたり母子健康手帳と併せて補助券を交付します。

～MEMO～

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



## 2 赤ちゃんが生まれたら

おめでとうございます。各種の手続きを済ませましょう。

<b>出生届</b>		町民課 住民係(32-3114)
届出人	父または母	
必要な物	出生届(届出書の出生証明書に医師などから証明を受けてください)母子健康手帳、印鑑	
届出のできる場所	住所地、本籍地、出生地の役所・役場	
届出期間	生まれた日から14日以内に届出をしてください。	
※ 命名は常用漢字、人名用漢字の範囲内で決めてください。 ※ 出生届の時に「記念樹の贈呈」のはがきをお渡しします。		

### 医療保険(健康保険)の加入手続き

内容	出生届を出したら、医療保険の加入手続きをしましょう。社会保険に加入している方は、勤務先の健康保険担当者に届出をしてください。国民健康保険の方は、出生届の時にお渡しします。
必要な物	母子健康手帳、印鑑、既に交付されている健康保険証

### 児童手当

町民課 こども係(32-3114)

対象者	中学生(15歳到達後最初の3月末まで)以下の児童を養育されている方
必要な物	お子さんが生まれた時、転入した時:印鑑、個人番号のわかるもの、申請者の保険証、申請者の所得証明書(転入時)、申請者(養育者)名義の通帳の写し等
申請先	こども係
支給月額	・3歳未満児 15,000円 ・3歳から小学校修了の第1子、第2子 10,000円、第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得超過世帯 5,000円
支給日	2月、6月、10月の10日に指定口座へ振り込みます。ただし、10日が休日の場合は、直後の平日になります。
※ 公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。 ※ 受給されている方は、毎年6月に現況届の提出が必要になります。(健康保険が国民健康保険の方以外は、保険証の写しも必要です。)	

**ながの子育て家庭優待パスポートの交付****町民課 こども係(32-3114)**

対 象 者	18歳未満のこどもがいる世帯と妊婦さんがいる世帯
内 容	買い物などの際に全国の加盟店でカードを提示すると各種サービスが受けられます。母子手帳交付時、出生届または転入届の際にお渡しします。

**「赤ちゃんの本」等の配布****保健福祉課 健康推進係(32-2554)**

内 容	出生届が済みましたら、保健福祉課にお出かけください。「赤ちゃんの本」、「予防接種と子どもの健康」、「乳児一般健康診査受診票」「子育てガイドブック」をお渡しいたします。
※ 「赤ちゃんの本」には、健康診査のおたすね票、予防接種予診票、各種教室のおたすね票が綴られています。大切に保管してください。	
※ 「予防接種と子どもの健康」には、主に予防接種の説明が記載されています。接種の前に必ずお読みください。	
※ 「乳児一般健康診査受診票」は、1ヶ月健診を医療機関で受診される時にご利用ください。	

**出産育児一時金****保健福祉課 健康推進係(32-2554)**

対 象 者	国民健康保険又は社会保険に加入している方が出産された時
支 給 額	一児ごとに42万円が支給されます。
必要な物	保険証、母子健康手帳、通帳の写し等
申 請 先	国民健康保険の方：健康推進係 社会保険の方：勤務先若しくは勤務先を管轄している社会保険事務所（証明書をご用意ください。）

**福祉医療費給付金****保健福祉課 福祉係(32-6522)**

内 容	出生の日から満15歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、障害者、ひとり親家庭等に対し、健康保険を使用して通院・入院をした際に、医療費を助成する制度です。
必要な物	お子さんの保険証(ただし、出生時は保険証ができていないので、お子さんを扶養する方の保険証)、印鑑、通帳の写し等

## 出産祝金

町民課 こども係(32-3114)

対象者	町内に住民登録のある出生児を養育する町内に住民登録がある保護者
支給額	一児に1回のみ1万円が支給されます。
必要な物	申請書、印鑑、通帳の写し等
申請先	こども係

## 子育て応援金

町民課 こども係(32-3114)

対象者	3歳に達した子どもを養育する1月1日現在で町内に住民登録のある保護者
支給額	一児に1回のみ2万円が支給されます。
必要な物	申請書、請求書、印鑑
申請先	こども係

~MEMO~

